

(第一類 第十五號)

第二十五回國會衆議院運營委員會

第十六号

一五九

昭和三十一年十二月十二日(水曜日)

出席委員

三貢共
林原
直君

理事長谷川四郎君
理事福永
理事井上良二君
理事野原

萩野 豊平君
山中 貞川君
也田 薩摩

栗原 池田

小牧 次生君

議長益谷

事務總長 鈴木

十二月十二日

委員会井辻一君、渡邊惣藏君及び小林信一君就任につき、その補欠として野鹿彦吉君、小牧次生君及び小山亮君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

卷之三

本院予備経費支出承認に關する件
決議案の取扱いの件

結核予防審議会委員任
法第三十九条但書の規定

を求めるの件

法第三十九条但書の規定により議決
せんじゆ

日本政府代表及び同日本政府代表顧

第一類第十五号 議院運営委員会議録第十六号 昭和三十一年十二月十二日

○ 國田委員長代理 これより運営委員会を開きます。

一 昨日より両党において、国会を正常なる運営に戻すに努力中でございましたが、本日、両党首会談を開いた結果、次の通りの申し合せができました。

自民、社会両党は、二大政党下の国会運営につき、過去を反省し、国会運営の能率的正常化をはかるため、次期国会において次のような諸点につき、国会法の改正その他所要の措置を講ずることとし、両党においてすみやかにその具体的成案を得ること。

一、議長の権威を高めるための措置

二、懲罰事犯取扱いの措置

三、両党の対立紛争の場合の措置

四、会期延長案の取扱いの措置

五、国会運営能率化のため、議運委員会のあり方についての再検討

以上の申し合せができましたので、これまでに基きまして、理事会を開き、いろいろ御相談の結果、国会を正常なるルールに乗せ、運営を進めて参ることに決定いたしました。

この際、「言ごあいさつ申し上げます。本国会の末期に当りまして、不肖私が委員長代理として、その職務を代

問任命につき外務公務員法第八条第
三項の規定により議法を求めるの件
国會議員の歳費、旅費及び手当等に
関する法律の一部を改正する法律案
起草の件

本日の本会議の議事等に関する件

行いました。この間、いかなる場合におきましても、与野党間の円満な運営をいたしたいと、必死の努力をいたしましたが、御承知の通り代理として行き届きでございましてその間、与野党並びに議長に対しまして、いろいろ行き届きの点があつたことを深くおわびを申し上げます。特に最後の段階におきまして、休憩を宣しまして以後、通常ない、予鈴のない振鈴、直ちに本会議を開くという段階で、緊迫した段階ではございましたけれども、まだ形式上は両党的議運が引き上げた段階ではなくて、休憩の段階でございました。当然この際におきましては、そういう本会議を開く場合には、委員長代理は、各党の方に御通告、「あいつ申し上げべきはずだった点を、手落ちのありましたことは深くおわびいたします。以後十分注意いたしまして、皆さんの職務に付しまして、国会運営の円満なる遂行に努力いたしたい」と思ひますので、御了承願います。この際、議長より発言を求められております。益谷議長。

御承知の通りであります。しかるに今回の一會期の問題について、兩党の間についに話し合いがつかなかつたことは、まことに遺憾であります。私は、この間にあって、できるだけのことはいたしましたつもりであります。しかし、そのときの議事運営については、事情やむを得なかつたとしても、かかる事態に立ち至つたことは、はなはだ遺憾でありますので、今後は再びかかることを繰り返すことのないようになお一そろ正常にして円満なる議事の運営に努力いたしたい所存であります。各位におかれても右御了承の上、御協力を願ひたいと思います。(拍手)

れ日ごろから敬意を表しておったのであります。たまたま先般会期延長問題を契機といたしまして、両者の意見の対立が、再び議長に大へんな御配慮をわざらわすことになり、事態やむを得ず議長のごあいさつにもあります通り、われわれもまた、時の事情上やむを得ない事態を作らないように、全力をあげなければなりませんし、なおかつ六日の本会議開会の手続、慣例等には、いろいろ問題がござりますけれども、今後議長は、「そろ国会の正常なる運営をはかることに全力を注がれ、またそのために、各党の協力も求められております関係もござりますので、われわれはこれ以上何を申すこともありません。われわれ微力でありましたために、議長初め与党の皆さんにも大へんな御迷惑をおかけをいたし、非常な紛争を巻き起しましたことは、私どもの全く至らぬところでございまして、今後、議長のごあいさつの趣旨をわれわれはそんたくいたしまして、身をもつて国会の成規なルールの上に立つて、正常な運営をいたすこと全力を注ぎたいと存じますから、何分よろしくお願ひいたしたいと思います。

Digitized by srujanika@gmail.com

葉で、私どもこれについて深く考
えなければならぬと思う次第でござ
ります。議長及び委員長代理は、あし
た御発言をなさいましたが、私どもか
ら申しまするならば、あの辯に出る
を得なかつたような事態において、善
處されるというところについては、非常
な御苦勞があつたわけでありまして、
まことに御苦勞さまな、また恐縮に存
する次第でござります。井上さんか
ら、今後の国会運営等と関連いたしま
して、社会党はかくありたいといふこ
とを申されたことについても、全く私
どもといたしましては、その善意ある
御要望に対しまして、心からなる了承
をいたるものであり、私どもも同様、
ああした事態は今後招きたくないし、
りっぱな、正常な姿においての田浦な
る国会運営ということに、今後ともよ
り一そな努力をいたしたいと存する
次第であります。

○井上委員 この際、社会党から提出
いたしております議長不信任案及び椎
熊議運委員長に対する解任決議案は、
円満に話が妥結をいたしましたので、
撤回をいたします。
○福永(健)委員 ただいままでの経緯
にかんがみまして、わが党いたしま
しても、副議長に不信任決議案、また
数名の委員長解任決議案等は、いすれ
も撤回をいたします。
○園田委員長代理 委員長に席を譲り
ます。

○椎熊委員長 ちょっと速記をとめて
下さい。
〔速記中止〕

○椎熊委員長 速記を始めて下さい。
そこで本日の本会議について御相談
申し上げます。先般、社会党の政策委
員長であります伊藤好道さんがおな
くなりになりました。まことに哀悼にた
れ、いざれも本日公報掲載の議案議
論頭に弔辞演説をし、なおまた、院議
をもって弔詞を決定したい、こう思
ますが、いかがでござりますか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○椎熊委員長 申すが、いかがでござ
りますか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

手元でござります。朗読してみます。

衆議院へ議員伊藤好道君ノ長逝ヲ
哀悼シ恭シク弔詞ヲ呈ス

前例通りでござります。そのように決
定してよろしくおぞりますか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○椎熊委員長 御異議なしと認めまし
て、さよう決定いたしました。

弔辞演説者は、同じ選舉区から出て
おる小林鈴君であります。

○椎熊委員長 次は弔慰金支出の件、
いづれも前例通りに計らいたいと思
います。
「異議なし」と呼ぶ者あり

○椎熊委員長 次は、議員一同から、
前例通り香典を贈呈したいと思います。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○椎熊委員長 御異議なしと認めまし
て、さよう決定いたしました。

弔辞演説者は、同じ選舉区から出て
おる小林鈴君であります。

いたしておられます議長不信任案及び椎
熊議運委員長に対する解任決議案は、
円満に話が妥結をいたしましたので、
撤回をいたします。

○福永(健)委員 ただいままでの経緯
にかんがみまして、わが党いたしま
しても、副議長に不信任決議案、また
数名の委員長解任決議案等は、いすれ
も撤回をいたします。

○園田委員長代理 委員長に席を譲り
ます。

○椎熊委員長 ちょっと速記をとめて
下さい。
〔速記中止〕

○福永(健)委員 先刻理事会で決定の
ことで本日の本会議について御相談
申し上げます。先般、社会党の政策委
員長であります伊藤好道さんがおな
くなりになりました。まことに哀悼にた
れ、いざれも本日公報掲載の議案議
論頭に弔辞演説をし、なおまた、院議
をもって弔詞を決定したい、こう思
いますが、いかがでござりますか。

○椎熊委員長 それでは、さよう決定
いたします。
そこで、日中貿易促進に関する決議
案の趣旨弁明は、加藤高藏君、討論の
申し出があります。賛成討論、細迫兼
光君、それからこれに對して石橋通産
大臣が発言を認められておりますか
ら、これを許します。原爆障害者の治
療に関する決議案、趣旨弁明は古川丈
吉君、討論の申し出があります。賛成
討論、今村等君、社会党、これに対し
て山下厚生政務次官の発言を許すこと
にいたします。次は大学教育の充実に
關する決議案、坂田道太君の趣旨弁
明、池田禎治君の賛成討論、清瀬文相
の発言があります。以上三決議案の討
論は、いづれも十分程度でいかがで
しょう。

○椎熊委員長 さよう決定いたしました。

した後、政府から出でる申し出がござ
ります。左記の者にアメリカ合衆
国ニユーヨークにおいて開催の国際
連合第一回総会に出席するために、
日本政府代表または同日本政府代表顧
問を命じたいので、外務公務員法第八
条第三項の規定に基き、院の議決を求
めます。すなわち、アメリカ合衆國ニ
ューヨークにおいて開催の国際連
合第十一回総会に出席するための日本
政府代表 參議院議員佐藤尚武君、それ
からアメリカ合衆国ニユーヨークに
おいて開催の国際連合第十一回総会に
出席するための日本政府代表顧問、衆
議院議員植原悦二郎君、同じく顧問、北
村徳太郎君、同じく顧問、松岡駒吉
君、同じく顧問、参議院議員岡田宗司
君、同じく顧問、参議院議員黒川武雄
君、以上六君の政府代表並びに顧問の
御承認を講決していただきたいと思
います。その通り議決するに御異議あり
ませんか。

○椎熊委員長 さよう決定いたしました。

これも全会一致で、外務委員長の報告
がござります。
○椎熊委員長 その次に、国会議員の
歳費、旅費及び手当等に関する法律の
一部を改正する法律案が出て参りました
が、議員及びその秘書についても同様に
いた。お諮りいたします。国家公務員の
期末手当の支給率の改正に伴い、国会
委員会の提出と合わせて御異議あり
ませんか。

○椎熊委員長 御異議なしと認めまし
て、さよう決定いたしました。
○椎熊委員長 なお本案提出の手続に関しまして
は、委員長から、内閣の意見を求める
ことに御一任を願いたいと存じます。
御異議ありませんか。

○椎熊委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり

○椎熊委員長 さよう決定いたしました。

本日は、これをもつて散会いたし

昭和三十一年十二月十三日印刷

昭和三十一年十二月十四日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局